

第11回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会 議 録

平成16年11月26日（金）開催

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局

第11回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会議録

開催日時	平成16年11月26日(金) 13時30分開会 17時13分閉会			
開催場所	ホテル&コテージ 白河関の里			
委員出欠状況	出席者(委員38名 顧問2名) 欠席者(2名)			
傍聴者	一般51名 報道 8名			
職名	氏名	区分	市町村名	出欠
会長	成井 英夫	第1号委員	白河市	○
副会長	滝田 国男		表郷村	○
	渡部 泰夫		大信村	○
	根本 暢三		東村	○
委員	横井 孝夫	第1号委員	白河市	○
	中根 静		表郷村	○
	大谷 英明		大信村	○
	水野谷 正明		東村	○
	大高 正人	第2号委員	白河市	○
	荒井 一郎		表郷村	○
	藤田 清		大信村	○
	西村 栄		東村	○
	三森 繁		白河市	○
	矢口 秀章		表郷村	○
	星 吉明		大信村	○
	我妻 茂昭		東村	○
	深谷 久雄	第3号委員	白河市	○
	穂積 栄治		表郷村	○
	鈴木 勇一		大信村	○
	藤田 久男		東村	○
	和知 繁蔵	第4号委員	白河市	○
	大越 喜平			○
	柳 恵子			○
	佐川 京子			○
	金内 貴弘		○	
	和知 幸男		表郷村	○
	滝田 知守			○
	緑川 正年			○
	深谷美佐子			○
	鈴木 克彦		大信村	○
	添田 勝治			○
	大竹 徳一			×
	大戸 文治			○
	橋本 良示		東村	○
	添田 潔恵			○
	鈴木 勝則			×
遠藤 公彦	○			
藤田 小一	○			
金澤 幸子	○			
矢田部兼一	○			
顧問	友部 俊一	福島県県南地方振興局長		○
	斎須 秀行	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事		○

事務局	事務局長	木村 全孝	計画班主任	森 健志
	総括次長 (総務・調整担当)	加藤 俊夫	計画班主任	我妻 真一
	総括次長 (計画担当)	中島 博	計画班主任	鈴木 亮
	総務班班長	秦 啓太	調整班主任	菊地 功
	総務班主任	遠藤 修一	調整班主任	菊池 浩明
	総務班主任	鈴木 和彦	調整班主任	鈴木 雄二
	次長兼計画班長	角田 一郎	調整班主任	鈴木 正和
	計画班主任	橋本 浩一	調整班主任	大竹 正紀

第11回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

3 新市の名称に関する表彰式

4 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第30号 第9回及び第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨
について

(3) 継続協議事項

協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第61号 地域自治区の設置に関する協議について

(4) 協議事項

協議第29-2号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第64号 各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／電算システム関係）につ
いて

協議第65号 各種事務事業の取扱い（その他事業に関する事務）について

(5) 継続協議事項2

協議第60号 新市建設計画（案）について

(6) その他

①第12回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

5 閉 会

午後 1時30分 開会

○事務局総務班長（秦 啓太） 定刻となりましたので、ただいまから第11回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます協議会事務局総務班の秦と申します。よろしくお願いいたします。

会議を始めさせていただく前に、本日の会議に使用する資料について確認をさせていただきたいと思います。事前に郵送させていただいておりますが、第11回会議資料並びに4市村歳入歳出決算見込額の状況となります。

それでは早速、会議資料の1ページの次第に沿って会議を進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本協議会会長、成井英夫よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長（成井英夫） 本日ここに、第11回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を開催いたしましたところ、公私とも大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席いただきまして心から御礼を申し上げます。

市町村合併特例法の適用期限であります平成17年3月末日まで、残すところ4カ月余りとなり、本協議会における協議もいよいよ終盤に差しかかってきたところであります。

このような中で、大信村におかれましては、今月15日から合併に係る住民説明会が連日開催されております。また、東村におきましては今月27日から、また、表郷村におかれましても同じく29日から、白河市におきましては来月15日から、それぞれ住民説明会の開催が予定されているところであり、地域住民の皆様方へこれまでの協議内容、結果等について広くお知らせしてご意見をちょうだいしたく、それぞれの市村において開催予定となっているところでございます。

さて、第11回目となります本日の会議におきましては、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、地域自治区の設置に関する協議についてなど、継続・新規合わせて6件の協定項目についてご協議をお願いするところでございます。

特に、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、今後の本協議会の動向をも左右する大変重要な問題であると認識しておりますので、委員の皆様におかれましては、互いの立場を尊重し、かつ理解し合いながら真摯なご協議が進められますことを心からお願いするところでございます。

なお、本日、新市の名称募集に応募され、抽選により大賞にご当選されました高久幸子様にご出席をいただいておりますので、議事に入ります前に表彰式をとり行うこととさせていただきますので、ご了解のほどお願い申し上げます。

最後に、本協議会の円滑な運営に対して、ご参会皆様方のさらなるご理解、ご支援をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局総務班長（秦 啓太） ありがとうございます。

続きまして、新市の名称に関する表彰式をとり行わせていただきます。

新市の名称当選者の表彰式につきましては、第9回協議会において表彰式をとり行う予定でしたが、大賞に当選されました高久様のご都合により、今回行わせていただくものでございます。

なお、本日の表彰は大賞当選者のみとさせていただきます。準賞に当選された方々に対しましては、過日、事務局からお届けさせていただいておりますので、ご了解をお願いいたします。

それでは早速、表彰式を行いたいと思います。

会長、恐れ入ります、壇上の方にお進みください。

それでは、大賞当選者をご紹介申し上げます。高久幸子様、ご登壇の方、お願いいたします。

○会長（成井英夫） 表彰状 大賞 新市の名称「白河市」

高久幸子様

あなたは、当合併協議会の新市の名称募集に応募され大賞に選ばれました。よって、ここに副賞を授与し表彰します。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会長 成井英夫

○事務局総務班長（秦 啓太） それでは、高久様の方から、一言コメントをいただければと存じます。

○高久幸子様 どうも皆様、こんにちは。

今回、新市になりまして、白河が大きくなることに対しまして名称募集ということで、今まで私になれ親しんできました「白河市」というものをぜひ残しておきたいと思い応募しましたところ、このような賞をいただくことになりまして大変光栄に思っております。ありがとうございます。（拍手）

○事務局総務班長（秦 啓太） 以上で、表彰式を終了させていただきます。

続きまして、これより議事に入りますが、協議会規約第9条第4項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては会長お願いいたします。

○議長（成井英夫会長） それでは、規約の定めによりまして暫時議長を務めさせていただきますので、委員の皆様方にはご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、協議会規約第9条第3項の規定に基づき、本日の会議の成立要件について事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局総括次長（中島 博） 本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

協議会委員40名のうち、出席委員は38名でありますので、協議会規約第9条第3項に定める半数を超える委員の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

なお、友部振興局長様におかれましては、本庁の方に出向かれており、暫時遅れるということでご

ございますので、ご了承のほどお願いを申し上げます。

次に、傍聴席における写真等の撮影及び録音の許可についてをお諮りいたします。

本日の会議において、写真等の撮影及び録音について、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ご異議なしということですので、本日の会議における写真等の撮影及び録音については、これを許可することといたします。

それでは、これより議事を進めてまいります。

初めに、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

会議録署名人として、白河市の金内貴弘委員、表郷の深谷美佐子委員、大信村の星吉明委員、東村の水野谷正明委員の4名をご指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2の報告事項に移らせていただきます。

まず、報告第30号 第9回及び第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長(木村全孝) 事務局長の木村と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料の2ページをごらん願いたいと思います。

報告第30号 第9回及び第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてでございます。

3ページをごらん願います。

(2)の報告事項でございますが、これにつきましては、第8回の会議録要旨につきましては了承されております。

次に、(3)継続協議事項1でございますが、協議第55号 町名・字名の取扱いにつきましては、白河市の協議結果につきまして深谷久雄委員より、合併前の白河市の区域において「大字」表記とともに「字」表記も削除することとする報告がございました。修正案が提出されまして、全会一致で承認されております。

4ページをごらん願いたいと思います。

(4)の協議事項でございます。

協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、まず、三森委員から、白河市では10月5日に白河市議会合併問題検討会を開催し議員の身分について協議をした結果についての報告がありました。その後、住民が安心できる、よい合併に向けての協議ができるようお願いしたいとの意見がございました。

また、柳委員、佐川委員からは、住民の意見としてのアンケートの結果、市民からの投書、福島民

報への投稿内容を挙げまして、設置選挙が望ましいとの意見がありました。

また、深谷久雄委員からは、国庫補助負担金と地方交付税の削減、税源移譲等、小規模な自治体では大変厳しい状況にある。また、合併は、議員のためではなく、住民のためにするものである。新市の議員は、新市の市民が市長選と一緒に選ぶというのがよいのではないかとの意見がございました。

6ページをごらん願いたいと思います。

その後、休議を挟みまして、金澤委員から、最近、村の将来に不安を持つ声を多く聞く。自分で選んだ議員が残ることは住民の不安解消になる。議員報酬を現行のままにすれば財政負担は少なくなるので、在任特例を適用する方向でお願いしたいとの意見がありました。

また、深谷美佐子委員から、協議会では在任特例を適用するか否かの協議だけをするのか、ほかの調整項目は小委員会に戻して協議することになるのかとのご質問がございました。これに対しまして、委員から意見がございましたが、議会の議員の定数等については協議会の場で話し合うこととしたものであります。

その後も多くの意見交換がございましたが、9ページをごらん願いたいと思います。中ほどになります。

休議を挟みまして、議長から、正副会長で話し合いを行った。議会の議員の定数及び任期の取扱いについては大変重要であり、地域自治区の設置に関する協議を始めとして今後の議案の進行にも左右されるものであることから、本日は協議を終了し、13日午後1時から臨時協議会を開催することとするとしたものであります。

11ページをごらん願いたいと思います。

次に、第10回の議事内容要旨についてでございます。

(3)の継続協議事項としまして、協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、議長から、議長幹旋案について提案されました。

その内容は、在任特例措置を認め、定数を30名とし、大選挙区とし、平成19年4月30日の任期満了に伴い選挙を行う。議員の報酬等については、各市村の現行報酬とするが、表郷村の場合、現在議員報酬を減額しているので減額前に戻すものとするというものであります。

さらに、議長から、4市村とも合併を希望していることを再確認している。今までの経過よりも、将来的に魅力ある新市の創造に向けての議論をお願いしたいとの話がありました。

その後、多くの意見、ご感想がございましたが、その内容については省略させていただきまして、14ページをごらん願いたいと思います。

14ページの下段になりますが、議長幹旋案につきまして、各市村からそれぞれ意見がありました。まず、大信村の藤田委員から、大選挙区はなるべく避け、最低限の議員数が確保できる小選挙区を均等割1名と人口割2名の計3名とすることをお願いしたいとの意見がありました。

15ページをごらん願いたいと思います。

また、白河市の大高委員からは、在任特例の適用を認め、選挙区については大選挙区としていただきたい。

表郷村の荒井委員からは、在任特例を適用することについては支持をするが、それ以外については次回までに結論を出したい。継続協議でお願いしたい。

また、東村の藤田小一委員からは、在任特例の適用に賛成である。

また、西村委員からは、選挙区については結論がまとまらないため、持ち帰り検討させていただきたいとの意見がございました。

16ページをごらん願いたいと思います。

このような意見を受けまして、在任特例の適用が4市村ともに確認されたため、在任特例を適用する方向で、特例の期間、議員報酬、選挙区、定数について次回の協議会で結論が出せるように各委員に要請し、継続協議となったものでございます。

次に、協議第61号 地域自治区の設置に関する協議についてでございますが、議長から、議会の議員の定数及び任期の取扱いと関連する地域自治区の設置に関する協議について、協議に入ってよいか意見を求めました。

その中で、矢口委員から、選挙区によって自治区の果たす役割への影響が大きいと考えられるため、継続審議としていただきたいとの意見がございまして、提案内容のみの説明の後、継続協議となったものでございます。

次に、協議第62号 事務組織及び機構の取扱いにつきましては、原案どおり全会一致で承認されております。

次に、協議63号 各種事務事業取扱いのうち交通関係につきましては、原案どおり全会一致で承認されております。

17ページになります。

次に、(3)の協議事項でございます。

協議第60号 新市建設計画(案)につきましては、穂積委員から、新市建設計画については、村としての審議が不十分であるため継続協議でお願いしたい。また、東村の藤田委員からも、継続協議でお願いしたい。また、大信村の鈴木委員からも継続協議でお願いしたいとの意見がございました。

また、深谷久雄委員からは、4市村の財政計画についての資料の要求がございました。調整が必要なため、継続協議となったものでございます。

報告第30号については以上であります。

○議長(成井英夫会長) ただいま事務局から説明がありました報告第30号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(発言する声なし)

○議長(成井英夫会長) ご意見等がないようでございますので、報告第30号については事務局の

報告のあったように承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ご異議ないようですので、報告第30号 第9回及び第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨については、報告のとおり承認することといたします。

次に、協議事項に移らせていただきます。

初めに、協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

この協議事項につきましては、第10回の協議会において私から斡旋案をお示しさせていただきました。その内容は19ページに記載したとおりでございます。各市村で意見の一致を見ていないということでありましてお持ち帰りをいただき、継続審議とさせていただいたものであります。

なお、前回申し上げましたとおり、本事項につきましては、合併という大きな意義を踏まえ、真摯なご協議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

荒井委員。

○荒井一郎委員 協議第13-2号の前に、協議第61号の新市建設計画(案)を先にやってもらって、その後に継続協議を協議した方が円滑なる議事運営が図られるのではないかと思います。そう言うのは、各市町村とも住民説明会に入るわけですが、1項目でも多い協議事項を住民に提示する必要があるので、ぜひ、(3)番の協議を(5)番の協議の後をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長(成井英夫会長) 荒井委員から、継続協議2件を本日最後の議案の方に移行していただけないかという発言だったと思います。皆様からのご意見をお願いいたします。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 私の方から、議事録といいますか、16ページで前回の矢口委員さんの発言で、自治区の設置についての協議が今回継続ということになっていまして、そこに選挙区によって自治区の果たす役割への影響が大きいと考えられるということでございます。そういうことで、今回最後に話し合いというか、協議をずらすことに対して、この辺はどう理解したらいいのかお伺いしたいと思います。

○議長(成井英夫会長) それでは、ほかにご意見ありますか。

横井委員。

○横井孝夫委員 この案件につきましては、既に議長斡旋案という形で出ています。これについては皆さんご審議をいただいているという案件かと思っておりますので、このまま継続していただくようお願いしたいと思います。

○議長(成井英夫会長) 2つ意見が出ております。

それでは、まず前回、これについては協議していただくということが前提であったと思います。各市村における協議の内容の報告は求めても問題はないと思います。その上で継続を協議するか、それ

とも継続を他の議案の後にするか、それについてを再度諮らせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、この案件につきましての報告を求めます。

東村議長さん、お願いいたします。

○西村 栄委員 東村といたしましてご報告いたします。

議会議員の選挙区取扱いに対する東村としての意見をまとめてまいりました。先ほど、この協議会をまとめるために多大なご協力をされました成井会長さんに対し、心から敬意をあらわすものであります。

さて、小規模の村としては、人口規模が異なる合併は、人口が多い旧市部だけが繁栄して村との地域格差が生じるといった懸念があることや、合併協議会での約束を無視された会津若松市と北会津村の例があるために、合併後に調整方針が本当に守られるのか、合併に対して不安を訴える村民は決して少なくはありません。議員は、新市の方向性や予算の配分などを見きわめる責任があるので、在任特例後の一定期間は確実な議員の数を確保してほしいと願うのは否定できないところであり、3村が小選挙区設定を望むことは当然のことと思われまます。

したがいまして、議員自身の問題として在任特例や小選挙区を希望しているものではないことを改めて確認させていただきます。

東村といたしましては、案である大選挙区とすることに対しての意見集約を行ってまいりましたが、小選挙区設定を希望する意見が多かったために、現時点においては大選挙区を採用することの決定は見られませんでした。

なお、合併に向けて4市村の意見をまとめるためには、お互いに相手の立場を理解する信頼関係が必要であります。東村は現在、住民投票を求める条例制定請求の署名活動が行われている大事な時期を迎えております。将来は同じ市民になるわけでありまますので、白河市の皆さん方には、このようなときこそ、村に対して思いやりのある姿勢を示していただければ村民も安心し、合併に対する意識もよりよい方向に向かうものと確信しておりますので、寛大な気持ちで受けとめてくださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 大信村議長さんの藤田委員の方からお願ひします。

○藤田 清委員 大信の藤田です。

私は、13日に申し上げたとおり、成井会長の斡旋案に対して、村の議会、さらには合併協議会の委員との協議は十分話し尽くされて、13日に皆さんの前で報告されたとおりでございます。

そういう中で、今皆さんご承知のとおり、大信村では住民投票条例制定を求める署名の提出が24日に締め切られ、25日の新聞にもご報告されたとおり1,052名の方の署名が集まっております。これも、その1週間前までは600人程度の署名であったにもかかわらず、ここ1週間の間に400名も急激

に伸びてきたということに、何か村の不安材料があったのではなかろうかというのは皆さんご承知のとおりだろうと思います。

なぜ400名も急に不安材料として上がってきたのかということは、今の署名運動は合併反対の署名運動ではなかったんだと。それは、この合併に対する枠組みに対する反対の署名運動だったからなんです。なぜそういうふうな署名運動が急激に伸びてきたかということは、この法定合併協議会に対する村民の違和感がだんだんと浸透してきたというのが我々のとらえ方と思います。そして、今日、皆さん集まっている大信村の委員の人も胸の中に考えているところだろうと思います。

大信村は、これから合併に向けて各地域説明会を開催します。その中で、合併の今までの協定項目の内容を対比しながら村民に説明しております。その内容は、村民に対しては大分厚い協議内容であろうということは、皆さんご承知のとおり、説明会の中では報告されております。しかし、最終的にこういう結果が1,052名の署名が急に上がってきたということは、やはり何かそこに不安材料があるのかなというふうに考えますと、やはり村部の議員に対する、少なくなる、そういう不安材料が大きくクローズアップされてきているのが現状であります。

今、村として村部の声がいかに新市の中で届いていくか、届けてもらうか、それが村の悲願でもあるわけです。確かに、村としても財政は苦しいところがございます。恐らく白河でも人口割にすればそれほど豊かな財政力ではないだろうかと思います。確かにそれを、各々の地区の、村の、市の財政を探っていけば、おのずと出る答えは最終的には皆さん判断できるだろうと思います。そういう中で、この説明会の中でどうしてこれからの合併に向けて円満に進めていくか、これができるかできないかによっては、議員としての政治的責任はおのずとついてくるのではなかろうかと我々は思います。ですから、この合併がいかに円満に、そして、いかにスムーズにいくかが、新しい市となる皆さんの議員さんも、そして、この法定協議会に参加している委員さんも、大変重要な責任のもとにこれが集まってくることは皆さんご承知のとおりだと思います。

どうか、そういう中で、村から出されている小選挙区に対して、数の面は東村さんは言いませんでしたけれども、3名程度ですか、これはもう一回私は聞いておきたいんですよ。

○西村 栄委員 それは、今後また検討されます。

○藤田 清委員 そうですか。余計なことを言いまして、すみません。大信村としては、前にも申したとおり、均等割1名の人口割2名の3名ということを要望する次第でございます。

そういう中で、このままの私らの考えのとおりにいけば、それほど白河の議員としても急激な落ち込みのない数字にはいくのではなかろうかと私は思います。そういう中で、新しい市になっても、旧市の議員さんも新しい議員の中でのリーダーシップをとって、これから未来に向かった新しい市のためにいろいろと村をリードしていただければ幸いかと存じますので、村のささいなお願いでございます。どうか村をひとつ面倒見ていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、私の方の考え方をまとめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それでは、表郷議長さん、荒井委員、お願いします。

○荒井一郎委員 荒井です。

先ほど私がお願いした、この協議は最後の方に回していただきたいと言ったのは、円滑なる議事運営を図るためには、最初和やかに話し合っていけば、最後の方も円滑に話し合いが進むんじゃないかなと思って、議事運営を考えて言ったことなんですけど、ここに至ってはこういう流れになったので、表郷としては、何回も議会全員の協議会、また、言いたい放題サミットを前の晩やったんですが、それから、きょうは午前中に事前打ち合わせをやった中で、小選挙区制にしてある程度議員を確保しないと住民が不安だという声が大分聞かれました。合併することによって住民に不安を与えるということは、我々としても避けたいわけでありまして。

それから、大選挙区制にすればどうなのかということ、これは選挙の結果を見ないとわからないんですが、果たして小選挙区制ほど数がとれるのかとれないのか、これは未知数でございますが、大方の意見としては、最初4年間だけは小選挙区制でやってもらって、4年過ぎれば少しは一体化してくるから、それから大選挙区でもいいじゃないかという、ほとんどの皆さんの意見はそういうふうになりました。議会としても、そこいらのところで一致しておりましたので、ぜひ協議会には小選挙区制で頑張れと、けつを叩かれてまいりましたので、私は住民感情も踏まえながら小選挙区制、通していただきたいと思っております。

あと、合併というものはどうするのかということ、やはり信頼性のない合併はだめだと思うんですね。必ずこれはうまくいかない。お互いに信頼性を持って合併していくのが、長続きする、よい合併ではないかと思っておりますので、ぜひ選挙区に対しましては小選挙区制でお願いしまして、白河市の委員さんも、「おれはおまえらのこと、面倒見るんだ」と、兄貴分になって、そのぐらいの大きな腹を持ってやってもらわないと合併は成功しないのではないかなという気がしておりますので、その辺、ぜひ白河の委員さん方は、腹の大きいところをこの際見せてください。お願いします。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

続きまして、白河市議会議長、大高委員お願いします。

○大高正人委員 大高でございます。

この間、議長幹旋案ということで、かねがね我が白河の議員さんの中ではいろいろ、昨日も午前中会議を開きました。しかし、議員の大半が「議長幹旋案そのとおり」ということでございまして、私の方からはそれ以上のことはございません。

以上であります。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま4市村の議長から報告がございました。先ほどお諮りするというふうにさせていただいた

とおり、今の報告のもとにおいて継続協議を最後にするのか、それともこのまま議論に入るのか、皆様方のご意見をお伺いいたします。

横井委員。

○横井孝夫委員 せっかくここまでご発言があったわけですので、このまま進めていただいて中を詰めていくということが大事ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（成井英夫会長） ただいまのご意見は、このまま継続協議について議論に入っていたきたいというふうなご発言であります。

ほかにございませんか。

荒井委員。

○荒井一郎委員 話がここまで進んできたので、あと半分ぐらいで終わるんじゃないかと思ひますので、継続していきたくと思ひます。ここまで来ていたらやむを得ません。

○議長（成井英夫会長） それでは、この協議をこのまま続行させていただきます。

皆様からのご意見、お願ひ申し上げます。

横井委員。

○横井孝夫委員 大選挙区なのか小選挙区なのかという議論でございますが、大選挙区につきましては何も条件ないわけですが、小選挙区となりますといろいろ附帯条件がついています。そのところの議論が進まないと、いつまでたってもこれは進まない議論になってしまいますので、まず、選挙区選挙という場合について、定数をどのようにお考えなのかということが第1点でございます。

それから、先ほど、一定期間を小選挙区でというようなお話もございました。その辺のところのすり合わせをして基本的な考えをまとめていっていただいて、大選挙区との対比においてどうなのかという議論をしていただく必要があるのではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（成井英夫会長） それでは、ただいまの件につきましては、先ほど大信村の議長さんより定数についてもお話がありました。均等割1、あとは人口割、それによって3という数字も出してきまして、もう一つは、表郷村の荒井委員の方からは、小選挙区を4年間、その後は大選挙区でよろしいという案というものも出てきました。ですので、その辺のご議論が議会の中において出ていましたらばお願ひいたします。

東村議長さん、西村委員。

○西村 栄委員 東村といたしましては、譲るべきものは譲りますので、定数3で結構です。

○議長（成井英夫会長） 期間についてはどうでしょうか。

○西村 栄委員 期間は4年ですね。

○議長（成井英夫会長） 4年間。つまり、先ほどのお話のとおり、定数、均等割1の人口割2ということで理解してよろしいでしょうか、西村委員。

○西村 栄委員 結構です。

○議長（成井英夫会長） そうすると、4年間の小選挙区の期間の後は大選挙区ということで理解してよろしいでしょうか。

○西村 栄委員 その後は大選挙区で結構です。

○議長（成井英夫会長） わかりました。

それでは、大信村議長さん、藤田委員の方からは先ほど定数3という、均等割1、人口割2という話がありました。期間についてお願い申し上げます。

○藤田 清委員 期間については、今、東村さんがお話しされたとおり、私どもも、最初の1期の4年間だけが小選挙区、その後は大選挙区ということで、地元の大信村の議員さん、議会では承認をとっております。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

続きまして、表郷議会議長、荒井委員の方から4年間というふうなお話がありました。まず、4年間ということは小選挙区の後は大選挙区でいいということで理解してよろしいでしょうか。

○荒井一郎委員 それで結構です。ただ、定数については4・3・3ということが、村部ですよ。表郷が4、大信・東村が3、4・3・3でいいのではないかなという、それははっきりみんなそういう意見が強かったんです。

○議長（成井英夫会長） そうしますと、4という数字は、均等割1の人口割3として理解してよろしいでしょうか。

意見の集約は、今、出ましたとおり、均等割を各市村1名ずつを持つということであろうと思います。その中において、30名としますと26名が残った定数になります。その26名を人口割で分けるというふうな方法論でお示されたと思います。つまりは、定数30名ということが確定されますと、白河市が20名、表郷村が4名、大信村が3名、東村が3名というふうなご意見であろうと思います。

そして、もう一つは、小選挙区を1回だけやり、次回の選挙は大選挙区というふうなご意見だろうと思います。

これにつきまして、委員の皆様からのご発言がありましたらお願いいたします。

三森委員。

○三森 繁委員 白河市の三森でございます。

白河市議会といたしまして、昨日議長から報告のとおり、案どおりということで白河市議会は決定したということでございまして、その中で、やはり大選挙区を選んだというのは、東村さんも言っているとおり、思いやりの心がなければ合併はいけないんじゃないかというふうに感じておりまして、皆様方、不安材料があるというのは、議員の不安があるだけであって、住民の不安はないのかなというふうに感じておるところでございます。一体感の醸成をするということになれば、在任期間1年半の後には大選挙区でやるのが本当に住民に対するものであるというふうに感じております。

そのような意味から、私たち白河市といたしましては、議長の斡旋案は、これはもう再提案という

ふうにくる感じているわけでございますから、このとおりということをお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それでは、住民側の方の皆様からご意見をぜひともお話しいただければありがたいと思ひます。

和知繁蔵委員。

○和知繁蔵委員 和知です。

私としては、委員の立場で各村から出された、これは本当に各村で心配だということを出していることですから、白河市としても、これは皆さん方の意見を聞くべきではないかと、そういうふうに入っています。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 佐川委員。

○佐川京子委員 白河市の佐川です。

定数30ということで、在任特例の後に小選挙区で数の割り振りということで、20・4・3・3というふうなことがお話が出ているようではございますけれども、住民としては、6万6,000の市で30という議員の定数は、法定では認められていることだとは思ひますけれども、かなりの大人数だというふうに入っています。現在も各市村とも法律で認められている議員の定数よりは少なくなっているのが現状だと思ひます。在任特例後に30ということではございますけれども、私などは在任特例でさえも、そんな大人数でどうなのかというのが純粋な住民の気持ちであろうと思ひます。

そういうことですので、30という数を前提にして割り振りを考えるというのは、現時点では、いかにも何かこう、中をとるような形でというような感じではありますけれども、住民の気持ちとしてはそういう考えはちょっと納得できない面があります。ぎりぎり在任特例をどうしても認めざるを得ないというようなことであるならば、その後は大選挙区で、なおかつ議員の定数ももう一度真剣に考えて、今のところで何とか納得いくということではなく、その時点で真剣に考えて定数のことを話し合った上で選挙というふうにやっていただきたいと思ひます。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいまのはご意見としてお伺ひしますが、議長斡旋案としては定数30で出しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

ほかにご意見ありませんか。

我妻委員さん。

○我妻茂昭委員 東の我妻でございます。

ただいま白河の議員さんの方からお出しいただきました議長斡旋案、これを一応引くことはできないという形の中で、3村では小選挙区という形で提案しておるわけではございますが、一つお聞きしたいんですけれども、この間もお聞きしたんですけれども、大選挙区にする理由、これをひとつお示し

いただければ幸いです。大選挙区にしても、小選挙区にしても、1回目の選挙は経費の削減という面から見ても変わらないわけでございます。その点から、皆さんが大方希望している小選挙区という形で持っていけないのか、その意味合いをひとつお示しいただければ、納得のいく形でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 私に対するご質問であろうと思います。私の方からお答えさせていただきます。

まず、新市の一体感をつくる時には、選挙というものは、どの候補に投票できるかということは、それぞれの考えをお持ちだろうと思っています。私は白河市の住人でございます。しかし、例えば、大信村の藤田清委員が大変すばらしいことを言っているとなれば、私は投票したいと思います。それが住民であろうと思います。つまり、住民の間に投票の垣根をつくるということは、私は逆に投票に制限を加えることだろうと思っています。

また、新市の市長というものは一人選ばれるわけです。これは最初から大選挙区であるわけでございます。ですから、議会であろうとも、選ばれる方を全員の住民が選んでいい、そのような仕組みというのが議会制民主主義のスタートではないかと考えて提案したところでございます。

我妻委員。

○我妻茂昭委員 ただいま会長さんの方からご説明あったわけでございますが、確かにその件に関しましてはご理解は得られるわけでございますが、3村の方々から今出されました言葉の中には、一番は、1回目だけは小選挙区でいきたいという形は、確実な人数を送り出したいと、そのような考えのもとだと思いますし、また、地域住民もそういう意向が強いという形でございますので、その点をよくご理解いただきましてご検討いただければと思います。

○議長（成井英夫会長） それでは、ただいまの協議におきまして議会の実数が示されました。定数、例えば30でいきますと、20・4・3・3という数字が実数として出ました。また、期間についても明確な答えが出ました。そういう中において、この項目については大変重要でございますので、どのように取り扱うか、正副会長で協議を持たせていただきますので、暫時休議とさせていただきます。休議いたします。

午後 2時23分 休議

午後 2時48分 再開

○議長（成井英夫会長） 再開いたします。

大高委員。

○大高正人委員 白河市議会は、これまでの設置選挙の方向性を変えて、議長幹旋案を了承することといたしました。が、前回の協議会では在任特例だけ認められ、選挙区については継続協議となっております。議長幹旋案の意味を、再度、説明していただきたいと思ひます。

○議長（成井英夫会長） それは私の方ですね。

私は、基本的には在任特例ということにおいて、一つは、皆様のご意見の中で長い間意見が出てきたわけですが、その中において、3村の立場を考えたときに、私は、今後新市になるときにきちっとした状況を見きわめたい。その意見というのは一つ重要ではないか。また、今までの経過等を見たときには、在任ということに対して一つの重さがあるのではないかと考えてきました。そういう中において在任特例ということをご提案させていただきました。

選挙区につきましては、先ほど我妻委員からご質問がありまして、大選挙区にするということは、私は一体感をつくることと同時に垣根を払うということ、これは市長選挙でも同じというふうに発言したとおりでございます。

また、定数というものにつきましては、初めは、私は定数30というものは議員の皆様方がそれぞれの立場でそれぞれの考え方を述べていただくためには、新市をスタートするに当たっては定数の30というのは必要ではないか。そして、将来的に議会の中において定数削減というものについては議論があるべきではないかと考えてきたところでございます。

また、平成19年4月30日ということは統一地方選挙、これにつきましては委員会からもご報告がありましたとおり、平成19年の統一選挙、そういうものが重要ではないかということにおいて提案させていただいたところでございます。

大高委員。

○大高正人委員 白河市としては、在任特例の適用と大選挙区制を一括で考え、譲歩する形で議長幹旋案を了承したものであるのに、在任特例の部分と選挙区部分とを切り分けて協議を進めることに対して賛同できるものではございません。

○議長（成井英夫会長） わかりました。

ほかにご意見ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木克彦委員 表郷の鈴木です。

まず最初1年6カ月の在任特例、その後の選挙の仕方をどうするかというふうな部分は、それが大選挙区といいますか、選挙区を設けないのが本来の選挙、それは我々も十分理解しております。そういった中で、じゃ、大選挙区の場合に村民の方からすれば、どういった問題が出てくるのかということ、これを冷静に考えました。そうしますと、最悪の場合、旧表郷村においては一人の議員もいなくなるという可能性が出てくるということで、そういった不安を払拭するにはどうしたらいいかということで、こういった小選挙区というものが法律としてあるのだと思います。

そういった中で、ただ、本来大選挙区でやるべきものを小選挙区を使う場合に、どの辺まで村側として主張できるのかというものを冷静に考えた結果が今回の数ではないかと思っております。これを本当の意味で不安を払拭したいのであれば、もう少し議員の数を確保したいというのが本当のところの心情ではあります。

そういったことで、今回の合併をまとめるのに、どこまで村側として妥協できるかというような結果だったんだと思います。現在、市議会側と3村議会側が対立した構図のようになっておりますけれども、決して市議会に対して、ここまで主張してやれとか、そういった意味での感情的な部分での数ではないと思います。ですから、もし逆に、どうしても大選挙区となった場合に、具体的に村側のそういった不安を払拭する方法というものを考えていきたいなと思います。その辺を、もしこれだったらば納得できるなというものがあるのであれば、ぜひ出していただきたいなと思います。

これは、白河市側に言うものではなくて、協議会の委員全体の中で考えてもらいたいなと思います。私の基本的な考えは、まず合併を成功させて、この成功をもとに、よりよい県南地域をつくっていく、そういった過程において、今後、この合併に入っていない他町村も、もし参加してくるようになれば、大変いい形なのかなと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） ほかにございませんか。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 その前に、先ほど私、会議の休議の前に手を挙げたんですけれども、議長幹旋案の取り扱いを議長さんはどういうふうに扱うのか、まずそれを出していただいて、それから、今、正副会長会議の内容のお話をしていただければなと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（成井英夫会長） 議長幹旋案をどうするのかということですか。

○深谷久雄委員 はい。

○議長（成井英夫会長） 議長幹旋案につきましては、私としましては、一つの方向性を導いて、いい合併ができるよという幹旋案を出したつもりでございます。そういう中において、皆様方がさらなるご議論をいただきまして、よりよい合併ができれば、私はすばらしいことであろうというふうに認識しているところでございます。

なお、正副会長会議においては、この協議についてはそれぞれの立場において再度協議を必要とする判断いたしましたので、継続協議とすることにさせていただきました。それにつきましては、12月11日土曜日10時から臨時の合併協議会を開催させていただきたいと正副議長においては取りまとめたところでございます。

○深谷久雄委員 わかりました。

それで、私一言だけ申し上げておきたいのは、先ほどうちの方の大高議長の方から話がありましたとおり、白河市の議会を含めて協議会の委員さんも含めて話し合いをしたつもりなんですけど、その中では、あくまでも議長幹旋案というものは、我々議会、また委員にとって大変重いものだ。これがいわゆる市側からも譲ったもの、また、村側からも譲ったものということの、まさに調整案の最終案だという理解で、我々議会の方も、このことについて話し合いを何日間もやってきております。そういう中で今日の話し合いの中身ということになりますと、ちょっと方向が変わってきているということになっておりますので、ぜひ議長の方から話あったように継続ということで、若干時間をいただ

きたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにございませんか。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の穂積です。

ただいまのは、表郷の一般委員の方からの意見だったので、ぜひこの機会に、継続に入る前に、できるだけ多くの一般委員の方の意見を聞く機会を設けた方が私はよいと思います。

○議長（成井英夫会長） それは、先ほどからお願いしているところでございまして、皆さんから、ぜひともご意見をいただきたいと私も思っております。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

この間、言いたい放題サミットで、住民たちとの会合を持ちまして、さまざまな意見が出ました。その意見を集約すれば、あくまでもこの協議は合併をするんだという一つの方向性に向かって進んでいく協議の場ですから、ただ合併をすればいいというものではなく、合併した後の住民の、村側にすれば、幾ら新設合併であっても、大きいものにのまれてしまうのではないかと、先日、会津若松と北会津村で、協議会で決まったことが、実際施行されたら覆ってしまったという事例を見てしまった今になってみれば、村の住民にすれば不安が少しずつ大きくなってきているんだと思います。

そこで、住民の中にも大選挙区でいいのではないかと、特例は不要というふうな話もありますけれども、ただ、その場にいる人たちの思いだけではなくて、これから表郷も住民説明会に入るんですけども、住民説明会をする上でも、合併していったらこういうふうに変わって、こういうふうによくなるんだよという、不安を取り除くためにも、この合併は、10年、20年という小さいサイクルではなくて、長い目を見た場合の在任特例を使った1年半、あと、小選挙区を使った1期の4年分、トータル5年半、合併していったら長い行政の歩みの中での、ちょっとした年数ではないかと思いません。その間に住民の不安を取り除いて、「この合併はよかったね」というふうになれる合併であってほしい。最初から大選挙区というのもわかるんだけど、人口的には小さい村が抱えている住民の不安というのは、はかり知れなく大きいものだということは皆さんに理解していただきたい。

私たち委員も、合併がいいものになるための不安の材料が少しでも軽減されるような方向で、「合併してよかったね」と最終的に言ってもらえるような合併の姿にしていくためにも、大選挙区になって、もしかしたら村の部が議員が多くなる可能性だって、なきにしもあらずというのを考えて、ただ、不安は、もしかしたら議員が表郷区からいなくなってしまうのではないかという不安の方が多分大きいんだと思います。それを少しでも合併に向けて進むのであれば、そういう一番不安になる材料を少しでも取り除いていった、よい合併にしていくための歩み寄りというものを表郷の住民としては期待したいですし、表郷の住民たちの対話の中でも、在任特例を使って小選挙区で1期いっていた

だいて、その後大選挙区になっても、その5年半の間に一つの市としての一体感は生まれていくのではないかという思いがありますので、住民を代表いたしまして、一つでも不安を取り除く協議をしていただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 佐川委員。

○佐川京子委員 今、お話を聞いていますと、不安、不安という言葉が何十回も出てきたわけですが、民主主義というのは、だれかに何かをしてもらったり面倒見てもらったりということではないと思います。自分たちで、自分たちの地域をよくしよう、自分たちの市をよくしようというふうに考えていくのが民主主義だと思います。いつまでも不安、不安と言っていたら、何を預けられたって不安は払拭できないと思います。自分たちで自分たちの地域をよくしようということを考えて進んでいかなければ、いい合併にはならないと思います。

不安ばかり訴えるのではなく、一つになって、それからあと議員には、前回、私お話ししましたように、住民として一票を投じるのは、自分のところだけよくやってくれるという議員には投票しないと思います。全市を見て、一番弱い者の立場を考えてくれたり、市の発展というものを考えたときにこういうものが必要だということを考えてリーダーシップをとって真剣に考えてくれる議員に一票を投じたいというのは当然だと思います。

身近な話で申しわけないんですけども、私は、白河市の板橋というところに住んでいますけれども、板橋の集会所はかなり老朽化していて、この間、市長さんが地元に来られた際に、そろそろ順番で板橋の集会所も新しくしていただきいというふうに申し上げました。そうしましたら市長さんは、白河市の中ではまだ集会所さえもない地域が、新しく住宅になった地域ですけれども、そういうところもある。だから、まずはそういうところが優先だというふうにおっしゃいました。それで、板橋の住民は、「それでも、ここ古いんだから」と言う人は一人もいませんでした。全市的に考えて、みんなが納得いくような行動をとれば、みんな納得してやっていけるのではないかと思います。自分のところがいつまでも古いままで不安だ、不安だと言っている、仕方がないというふうに一人の住民として私は思いました。

とにかく、新しい一つの市になる場合にいつまでも垣根をつくっていたのでは、なかなか気持ちが一つというふうにはならないと思います。何も人数の少ない地域が悪くなればいいなんて思っている人は、この中にも一人もいないと思いますし、住民の中でもだれもいないと思います。できるだけ囲いは少なく、そしてみんなで一つになってやっていく。自分の地域をよくしたいと思ったら、そういうことを住民に訴え、全市的に選挙カーで回ってこまめに訴えていく議員さんに議員になっていただいて、隅々まで見尽くしてもらって、いい市になっていくようにみんなが願っている方向になっていくのが本当だろうと思います。余り選挙区、選挙区というふうにこだわるのは、住民の一人として、なかなか納得できることではありません。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにありませんか。

添田委員。

○添田勝治委員 マイクを使わせていただきます。非常に委員の皆さんからの素晴らしいご意見をお聞きいたしました。そして、3村は小選挙区、均等割ということで要望を出しまして、白河の市民からも素晴らしい意見をちょうだいいたしました。

私といたしましては、今、うちの議長が言われたとおり、一般委員の皆さんも小選挙区で実施していただきたい、均等割1名、あと人口割で2人ですね。3名ということになります。その3名の要望はどうしてなんだと。今、白河の委員さんからもお聞きしましたけれども、大信村は非常に人口は少ないのですけれども、面積があるんですよ。2人の議員で大信村の全域を把握しようというのは、これは不可能なことなんですね。そういう意味からも、どうしても、さっき言った5年半ぐらいは、皆さんとともに素晴らしい意見を出し合って、新市が実現した場合にそのような決め事を実際に実行してくれるかどうか、それを何とかこれぐらいは見届けたいというのが一般的な要望でありますので、白河の市民はこの件に対しては理解はできないと思いますけれども、99%近く合併に対しては審議をしていると思います。ここでつまずくと、これは大変なことになります。だれも合併に反対する委員はいないと思いますので、どうか白河の市民の皆さんに、この問題に対して持ち帰りまして、市民とお互いに話し合って理解し合っていただければ、この合併というものは大成功に終わるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにありますか。

橋本委員。

○橋本良示委員 大信の橋本です。

この問題については、以前から何回も協議されていて、皆さんのそれぞれの立場の意見をお聞きしまして感じたことなんですけど、私、個人的に申せば、本当にこの問題で仮にだめになった場合、この地域の将来はなくなるんじゃないかなというふうに考えます。それぞれの立場で言いたい部分はわかりますが、まずは県南地域においてこの4市村が一緒になることにより、その波及効果的な部分がよその地域に広がって行って、そして、県南地域、また、東北の玄関口として恥ずかしくない、そして、自分たちの子供たちに自慢できるような地域を私個人的には残していきたいと思っておりますので、継続という部分であれば、その辺十分にお含みいただいて、よりよい方向になっていけるような協議をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにありませんか。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 私も先ほど継続をお願いしたんですが、ここで私は皆さんにもう一回振り返って考

えていただきたいということがあるんです。それは、前に文化センターで合併シンポジウムをやりましたね。あのときに、いろいろな話がパネルディスカッションをやりながら出てきました。あのときのことが今ここに現実になってあらわれているんじゃないかと私は思っているんですよね。そう思わないですか、聞いた人は。橋本さんは出てもらっていると思うんですが、あのディスカッションのときにいろいろ出た内容、いい合併、悪い合併の例がありましたよね。あそこでは何が一番問題になったかという、私は先ほども一言出たなと思ったのは信頼感ということがありましたよね。そもそもここで話し合いをしていることは、白河市を信頼していない。また、村に対しても信頼が置けないというところから出発しているんじゃないですか、この話は。みんなそうだと思っているんです。この信頼をどこで皆さんが、「いや、白河市を信用します」「村を信用します」と言ったら、何も問題ないんじゃないかなと思うんですよ。それをすべて「不安があります」、また、「これが通らなければ住民に納得が得られません」、こういう話が今まで何回となく出てきていました。これはすべて信頼感があるかないか、その出発点の一言だと思います。

ですから、この信頼感というのをどういうふうにして、白河市でしたら、3村の方々が白河市をどういうふうにしたら信用できるのか、信頼できるのか。条件を突きつけ、また、そういうものをまななければ信頼できない、そういうことだということになれば、本当に白河市民は情けない。皆さんにとって信頼の置けない市民だととれるんじゃないのかなと。これは白河市にとって本気になって考えなくちゃならないことだし、白河市の私たちも、ここをどういうふうに皆さんにわかってもらうのかということになりますけれども、そこで、私一言言いたいのは、白河市も会津若松市みたいに大々的に大きな市ではないんです。これは前にも市制施行の話があって皆さんも既にご承知かと思えますけれども、白河町と大沼村が合併して白河市ができたんです。その後、幾つかの村が合併して今の姿になっています。これは前にも私申し上げました。そういう白河市が、皆様方に信頼できないようなことができるのか、もう既にそういう合併を経験して、白河市政を今運営している人間が白河市民なんです。そこを皆さんにひとつご理解をいただいて、そして次回協議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにありますか。

三森委員。

○三森 繁委員 白河の三森です。今度は座って話させていただきます。

深谷委員に続いて、信頼という意味でお話を申し上げたいと思います。

議長幹旋案について信頼するかどうかというのは、議長を信頼するかどうかということではないかと思えます。議長の出してきた幹旋案を本当に信頼して、私たちはこれを「それでは、のみましよう」、一步も二歩も譲って、真ん中に引かれた線に沿って出てきたのもかかわらず、私たちは数が多いんだから3倍以上話せるんだぞという、そういうことで私たちに歩み寄らないのは白河がおかしいんだというような話ではないと思うんです。議長再提案の重さというのは、もう一回、皆さん本当に

考えてください。

それで、大選挙区になったら実際は白河の議員は困ると思います、本当の話を言うと。本当は小選挙区がいいんですよ。自分たちのことだけで話しているわけではないんです。やはり住民に本当に好かれる議員、「あっ、あの人は大信村のだれだれさんだな」「この人は表郷のだれだれさんだな」という認識がなければ、いい市なんかできないじゃないですか。自分たちで選んだのだから、余計なことしないで、白河のことばかり考えるんじゃないかねえ、表郷のことだけ考えろと言ったたら、こんなこと、おかしい話になっちゃいますよ。

それで、地域自治区ができて地域の意見というのはきっちりした形で通っていくわけですから、地域のことを考えるのが議員ではないんです。市全体のことを考えていくのが議員なんです。ですから、議長は再提案として大選挙区が望ましいんだということを出してきたわけですから、そのことをよく考えて、この次まで、皆さん、白河の方に歩み寄っていただきたいというふうに思います。

○議長（成井英夫会長） ほかにありませんか。

遠藤委員。

○遠藤公彦委員 東村の遠藤です。

議長幹旋案ということに関しては、私個人も、ここにいる全員は深く受けとめると言うというふうに思います。前回、それを踏まえて継続審議という形で各市村持ち帰った結果、その辺も十分深く受けとめた上で、3村それから白河市という形で、地域の実情をいろいろ説明した上で小選挙区という形で出してきたと思うんです。それは十分受けとめているのではないかなと、これは私個人、思います。

先ほど議長の方からこの幹旋案について、よりよい合併のための方向性だという説明がありました。どうもここ数回、この場が意見の主張の場ばかりになっているのではないかなと感じております。この協議会自体が、意見の主張し合いとか、時にはディベートになっているのではないかなと。よく、この協議会のあり方自体をまず考えるべきではないかなと。私個人的には、よりよい合併をするため、よりよい新市になるために、この場はみんなでアイデアを出していくというのが、この協議会のあり方ではないかなと。お互いに意見の主張ばかりをしていたのでは、これはどうしてもまとまらないのではないかなと思います。よりよい合併、よりよい新市のために、今出されている議題に対してみんなでアイデアを出していくというのが解決策の一つではないかなと思います。

実は今日、この協議会に来る前に第1回の協議会の議事録を見てきました。東村は途中から加盟したわけですので、第1回の部分については議事録でしか受けとめることはできないんですが、非常に希望に満ちあふれた、情熱ある協議会だったように受けとめます。

あいさつの中には、将来の新市のあり方について、真摯な協議をしよう。それから、県南地方での唯一の協議会である。これは県南地方の先駆者です、だからみんなでよりよい合併をしよう。また、郷土の発展と住民の幸せの向上、合併という共通の認識を持っていけばどんな困難でも道は開け

る。また、そのほか、合併に対する協議会というのは地域の夢だと。ですから、この協議会の位置づけというのは未来への夢であって、もちろん地域づくりの情熱であって、それぞれの地域に対する配慮というものが最前提であるというふうに、非常に希望に満ちた第1回のあいさつ等々で述べられた言葉です。

ですから、決して案は、多分皆さん深く受けとめているというような状況ですので、継続審議に当たっては、第1回の協議会の状況、みんなで持った情熱というか、合併に対する思いをもう一度再認識して、原点に戻った上で次回の協議に臨むべきではないかというふうに思います。

私の意見としては以上です。

○議長（成井英夫会長） それでは、意見の集約というよりも、ここで打ち切らせていただきます。

各委員からそれぞれのご意見が出てまいりました。その意見を踏まえまして継続審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議ないようでございますので、協議第13－2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、継続とさせていただきます。

なお、この継続審議につきましては、先ほど報告させていただきましたように、正副会長会議において12月11日土曜日10時から、白河市役所正庁において臨時協議会を行いますので、万障お繰り合わせでご出席のほど、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

続きまして、協議第61号についてを諮らせていただきます。

本議案につきましては、議会の議員の定数等についてと関連がございますので、継続審議とさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、協議第61号 地域自治区の設置に関する協議については、継続審議とさせていただきます。

続きまして、協議第29－2号 国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

加藤次長。

○事務局総括次長（加藤俊夫） 事務局総括次長の加藤と申します。座って説明させていただきます。会議資料の29ページをごらんいただきたいと思います。

協議第29－2号で、追加提案という形で、国民健康保険事業の取扱いについて、協定項目の20番でございます。

国民健康保険事業の取扱いにつきましては、8月25日開催の第4回の協議会におきまして提案いたしましたして、当日、確認・決定をいただいたものであります。その時点で今回ご提示申し上げております国民健康保険診療所の取扱いの方針というものがまだ確認をされていなかったということで、今

回、国保の診療所の取扱いにつきまして追加提案という形で本協議会の方へご提案申し上げるものがあります。

30ページの方をお開きいただきたいと思います。

30ページで、下の現況の表です。国民健康保険診療所ということで、これにつきましては、表郷村のみの該当であります。表郷村には、表郷村の国民健康保険診療所ということで金山字竹ノ内地内にございます。施設の概要は、土地については2,100.37㎡、建物につきましては鉄筋コンクリート2階建てで434㎡という施設の規模になってございます。

この診療所が開設されましたのは昭和27年6月5日ということで、現在の表郷村が合併して表郷村になったのが昭和30年2月ですから、それよりも以前に、合併する以前からこの診療所が開設されていたという歴史がある診療所でございます。

管理運営につきましては、村の直診勘定——直診というのは直営診療所ということでご理解いただきたいと思うんですが、特別会計をつくってこの診療所の管理をやっているということでもあります。

診療所の職員につきましては、村の職員としてお医者さんが1人、看護師が2人、事務員が1人ということで、合計4名の職員が配置されてございます。診療時間については9時から午後5時までということで、木曜日、日曜日、祝祭日についてが休診日になっているということでもあります。

ここに記入していないんですが、診療所の経営状況ということで、ここ数年、患者数が減少しているというようなこともございまして、毎年2,000万円程度を一般会計からこの特別会計の方に補っているという状況にございます。

この項目の調整方針ですが、8番ということで追加をさせていただいております。「表郷村国民健康保険診療所については、現行のとおり、新市に引き継ぐものとする」となございます。

このようにした理由ですが、現在、表郷村におきましては、歯科医院いわゆる歯医者さんを除いて国保の診療所が唯一の医療機関であるということがございまして、地域医療を担う上で非常に重要な施設であるということから、現行のとおり新市に引き継ぐこととするということにしたものございます。ただし、経営状況の方でも申し上げましたが、毎年2,000万円程度の一般会計からの持ち出しをしているということもございますので、診療所の運営方法等については、今後とも引き続いて見直しを進めていく必要があると考えられるところございます。

これにつきましての説明は以上ございます。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。皆様からご意見等をお願いいたします。

柳委員。

○柳 恵子委員 ただいま事務局の方の説明で2,000万円の持ち出しということなのでございますけれども、それとあと、建物が大変古いんですね。27年ということで、近々、もしこれを継続していくことであれば建てかえる方向になるのかなと思うんですが、表郷の住民の方々としては、この存在

をどのように受けとめていらっしゃるのかということと、経営状況を考えてどのようにしたらいいかということをお聞きしたいんですが。

○議長（成井英夫会長） それでは、中根委員からお願いいたします。

○中根 静委員 それでは、私の方からただいまの柳委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、建物については、先ほど事務局の説明もありましたように、昭和27年に建てたということで、その後、先生がかわりまして入院設備などを整えた時期もありましたが、現在はまた診療所として入院設備のない医療機関として医療に携わっております。

大変老朽化していますので、多分4年ぐらい前だったと思いますけれども一部改築を行いまして、利用者が少ないというのも、暗いとか、イメージとしてどうしても医療機関にふさわしいような清潔感がないんじゃないかというようなこともありまして、そういう観点から改築などもしております。

また、赤字問題につきましても、再三これは議会からの質問などもございまして、これらについては検討してまいっているところでございます。そういう中で、医師の給与の問題等もありまして、これらについても削減を図りながらやってきておりまして、そういう中で一般会計からまだ2,000万円ほどの繰り出しがあるということで、これらについては、どういう診療形態というか、経営形態がいいのかということでの検討もいろいろとしているところでございます。

しかしながら、村としては、歯科医院はございますが、それ以外の医療機関としては唯一の医療機関であるということで、特に高齢者の方々にとっては、なくてはならない施設だということもございまして。そういうことでもありますので、ぜひ新市の方に引き継いでいただいて、この経営形態等については、当然合併前であっても、どのような形がいいかというようなことについての検討は現在もしておりますので、ぜひ新市の方に引き継いだ上で継続していただきたいと願っております。

また、医師については、村の職員であるという身分もありますので、非常に難しい点もあるということでございます。

以上です。

○議長（成井英夫会長）

三森委員。

○三森 繁委員 2,000万程度の赤字とのことですが、最近における特別会計等の資料をいただきたいと思っております。

○議長（成井英夫会長） 加藤次長。

○事務局総括次長（加藤俊夫） 今、三森委員の方から要望がございました平成元年からの決算状況等をまとめた資料がございまして、必要部数をコピーし、後ほどお配りさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 三森委員さん、これは資料だけでいいですか。議決をしたいと思っているんですが、資料の提出だけでよろしいですか、それとも、それを見た上で再質問というのがあり得る

として考えてよろしいですか。

三森委員。

○三森 繁委員 資料を見た上で判断したいと思います。

○議長（成井英夫会長） それでは、至急コピーを用意してください。

深谷委員。

○深谷久雄委員 この件につきましては、白河市も20年ぐらいになりますか、その前にやはり直営診療所ということで幾つか持っておりました。それで、その後いろいろなことで今は廃止しております。そういうことで、これは表郷の村長さんにお伺いしたいんですが、今、言いたい放題サミットという機関がありますよね。そういった中で、この取扱いについてどのようなお話がされているのか。そしてまた住民説明会、そういった中でもどんな説明がされているのかということと、この診療所がこれから、平成16年もまだ終わっていませんよね。16年度そして17年度、合併の日がちがどうなるかまだ間があります。その間にどのような対応をしていくのか。これをもっと詳しく、具体的にいえば民営化するのであるとか委託するのであるとかということがあると思うんですけども、そういったことを考えているのか。あるいは、そういうことをやらないで、とりあえず新市に移行していただくということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 今の話でございますが、中根委員の方で、今、村長に向けられてきたんですけども、それでは、滝田副会長が答弁をするということでございますので、ご答弁をお願いいたします。

○副会長（滝田国男） それでは、村の診療所のことですので、村の方針的なものも含めてお話しさせていただきます。言いたい放題サミットとか地区の説明会、数えている中では、この問題は村にとって地域医療という面で大変重きのある診療所という位置づけになっていますので、表郷村としては、やはりこれは存続という気持ちで住民の中では、意思というか、統一された意見だと受けとめてはいます。

今、経営状態のことを中根委員の方から話がありましたけれども、私も就任してからこの問題に対しては積極的に取り組んでいるつもりですが、こういった職員体制とか、今までの経緯を踏まえていますので、なかなか大なたを振るうような状況にもいきません。ただ、いつまでもこの形態を継続していくのは適切かという点で、医師とも協議をしたり、あとはさまざまところでの協議の場としては数多くしているつもりです。いろいろな方策も考えながら、民営化という意向も考えて協議をしたり、医師との意見交換をしたりということをやったり、あとは白河方面の医師の方と意見交換しながら、「なぜ表郷村に民間の医療機関が出てきてくれないんでしょうか」とか、そういった広い視野のもとにいろいろ協議は重ねてきています。しかしながら、ご存じのとおり、交通の状況からすると棚倉町と白河市の間に挟まれて、とても地域的には恵まれた地域だという条件から、改めて表郷村の地域に医療機関として出てこなくても、送迎バス等を回すことによって患者としての扱いをしていただ

けるような医院が存在できるということで、なかなか表郷に進出していただけないような現状でもあります。しかしながら、村の高齢者の方や足がない立場の人たち、そういったものを受けるために診療所という存在は大きいものがあるのとらえていますので、16年度、17年度どうするんだというふうな話ですけれども、その辺も足踏みをしない状態で、どういうふうなあり方が適切なのかというのは当然考えていきながら、これからの道筋をも決めていきたいとは考えていますが、合併をする一つの協議事項としては、できれば協議の中では診療所という扱いをきちっととらえていただいて、住民の一つでも不安を払拭するような一つの協議事項としては認めていただきながらも、さらに村としてはきちっとした診療所のあり方を見つめていけるように努力はしていきたいと考えています。

○議長（成井英夫会長） ただいま診療所の決算状況についてを配付いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（資料配付）

○議長（成井英夫会長） 皆さん、配付されましたか。

（「はい」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） それでは、これについて説明をお願いいたします。

加藤次長。

○事務局総括次長（加藤俊夫） それでは、皆様のお手元に、今、表郷村国民健康保険診療所決算状況という書類をお渡しいたしました。

簡単に説明させていただきます。

この表につきましては、平成元年から平成15年度までの決算の状況を歳入歳出、収支、基金、あとは人件費を抜き出した、一番下にはそれぞれの年度のトータルの患者の数ということをあらわした表でございます。

先ほど、ここ数年来2,000万円台の一般会計からの持ち出しをしていると申し上げた部分なんですが、平成15年度で見させていただきますと、歳入の一番上に診療収入7,364万1,000円があります。その下に他会計繰入金ということで、一般会計から2,091万6,000円、国保の特別会計から120万、基金の繰り入れがありませんので繰越金5万6,000円、その他の収入193万1,000円を足して、歳入の合計としては平成15年度9,774万4,000円ということになっております。

その下にあって、歳出の方なんですが、総務費で、この総務費というのはほとんどが人件費と考えていただいてよろしいかと思います。総務費が5,168万1,000円、その下に医業費という部分がございます。これについては、例えば機械設備の関係だとか医薬品の購入費だとか、あとは検査を検査機関に委託する場合の委託料とか、いわゆる医療行為に係る費用です。それが4,366万円、基金の積み立てがなしということで0、歳出の合計で9,534万1,000円ということになっております。歳入の合計から歳出の合計を引いたのが、収支の一番上にあります240万3,000円、繰越事業がありませんので、イコール実質収支額が240万3,000円ということになります。

あと他会計で、収支を見る場合、これですと240万3,000円、歳入が多いということになるんですが、その歳入が多い内訳として他会計の繰入金ということで、先ほども申し上げましたように、一般会計と国保の特別会計、この国保の特別会計の120万円というのは僻地医療に係る国庫補助金ということで、これは国保の財政調整交付金という中に入っています。国保の特別会計の方に入りますので、そこから分離してこちらの直診勘定の方に120万円を入れているということになります。他会計繰入金の2,211万6,000円を入れて、この黒字分になっているということです。ですから、繰入を考えなければ、実質的な赤字の額が1,971万3,000円だということになります。

それから、その下、基金の表が3つほどあります。基金積み立て、取り崩し、基金年度末残高ということなんですが、一般会計からの繰入の状況で申し上げますと、平成10年度までは一般会計からのこの会計に対する繰り出しはございませんでした。というのは、基金を持っていたということです。基金を取り崩しながら赤字部分を補てんして、この会計が成り立っていたということですが、平成11年度以降については取り崩す基金が底をついたということで、その部分を一般会計が補てんしているのを示した状況であります。

その下が人件費で、職員給、共済費、退職手当負担金等で人件費の合計になっております。

一番下の患者数につきましては、一番多いときで平成8年度、10,300人弱の患者さんがいらっしやったんですが、平成15年度の状況で見るとそれが8,000人弱まで落ち込んでいるというような状況をあらわした表でございます。

説明は以上です。

○議長（成井英夫会長） 柳委員。

○柳 恵子委員 地域に医療機関があるということは非常に心強いことだろうとは思いますが、様子を見ますと、患者数が減っているということと、それから平成15年では約2,000万円の一般会計繰入ということで、5年すると1億ということですよ。そういうものが新市に「何でもかんでもお願いします」って——こういうことを本当は言いたくないんですが、いろいろなことがこうやって膨らんでいくとどうなのかなという心配にもなっていくわけなんです。

一つお聞きしたいのは、患者数はわかったんですが、お医者さんの報酬はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（成井英夫会長） 中根委員。

○中根 静委員 ただいまの質問ですけれども、手元に詳しい資料はありませんけれども、医師の給与等については医療職ということで給与表としましてはまた別にあります。そういう中で、医療職とそのほかに手当等がありまして、それらが往診手当、研究手当というようなものが加算されまして、個人の給与ですので細かい数字を言うということになりますと、これまたプライバシーにかかわることでもありますので、そういうことから詳しい数字は発表できないところもあります。この表の平成13年の人件費の職員給与を見ていただくと約4,000万ほどとなっておりますが、平成14年度は3,

800万、平成15年度は3,700万というようなことで、医療スタッフは全然かわっておりませんが、そういう中で人件費が少なくなっているというのは、これは先生の給与が減ったということで、そちらについてかなり先生の方の協力も得ながら人件費の方は減らしているという状況であります。

本来、特別会計ですので独立採算というのが一番よろしいのではないかと思いますけれども、これは特別会計はいろいろなものありますけれども、それぞれ事情によって一般会計からの繰り入れ等もされているということもありますし、私どもとしましては、なるべく健全経営に努めるということで、先ほども村長の方からも話がありましたように、その都度努力はしておりますが、村の職員でもあるというようなこともありますので、そこを一気に改善するという事はなかなかできない状況にもありますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ほかにご意見ありますか。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 医療事業関係、大変最近厳しいということは私も十分承知しております。

そういう中で、一つだけお聞きしたいことは、約2,000万程度の繰り出しですね。これを見ますと11年からずっとそういう傾向が続いていますので、当然新市建設計画、財政シミュレーション、この中には、これは組み込まれているのか、いないのかお伺いいたします。

○議長（成井英夫会長） 中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） 建設計画上の財政計画ですが、こちらは普通会計ベースで作成しておりますので、直接国民健康保険特別会計の分が入っているということではございませんが、一般会計から繰り出しという形で継続してやっていますので、その傾向を一般会計からの繰り出しという形で見ておりますので、その部分は一般会計負担として反映されていると考えていただいても結構です。

以上です。

○深谷久雄委員 そうしますと、その金額はどのような金額で算定されているのでしょうか。11年から15年までの平均額であるとか、減少傾向、上昇傾向というのを加味しながら算定されているのでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） 一般会計からほかの会計への繰り出し金につきましては、個別にそれぞれの特別会計分を過去からその傾向に基づいて分析しているところまではやっておりません。他会計への繰り出し金全体として、人口の動向などを多少加味している部分もありますが、個別にどの会計の分で幾らという算定はしておりません。

以上です。

○議長（成井英夫会長）

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 そうしますと、実際的には算定されていないと考えていいのではないかと私思うんですけれども。それで考えはいいんですが、実にこういうことが15年、16年度、恐らく16年度もさらにこの繰り出し額は増えるのではないかなど。16年の予算編成がありますので、今やっていて大体の傾向はつかめていると思いますが、もし減るということになれば、17年、18年以降も影響してくると思います。そうしますと、18年の数字というのは大変厳しい内容になってくるのかなど。私が再三、前も言いましたように、合併後1年2年が、財政運営は大変な状態が続きますよということを、ここでさらに皆さんに認識をお願いしたいということをお願いして終わります。

○議長（成井英夫会長） ほかにご意見ありますか。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） なければ、協議第29－2号については、本日、確認・決定するというところでよろしいでしょうか。

三森委員。

○三森 繁委員 ただいま決算状況を見させていただいた中で、これは2億円の平成元年には基金があったわけでございますよね。それをずっと取り崩しているわけなので、ここ平成10年、11年に赤字が始まったということではございませんね。ずっと赤字だったということになります。そしてさらに、利用者の減少というのが非常に近年著しくなってきたという中で、これを本当に今日「はい、わかりました」という形でいいのかというのを、私、自信がないので、広く、白河市議会議員の中に持ち帰っても、こういったものを見てもらって認識していただくという点からいって、継続とさせていただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） ただいま継続という話が出てきました。皆様の方から何か意見がありますか。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） なければ、本案件につきましては継続審議とさせていただいてよろしいでしょうか。

穂積委員。

○穂積栄治委員 穂積ですが、会長に伺います。医療に携わっている立場から、ぜひ会長の意見をいただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 意見というのは、どういうふうな意見を言えばよろしいのでしょうか。

○穂積栄治委員 地域医療に対する会長の考え方をぜひ聞かせていただければ。

○議長（成井英夫会長） 横井委員。

○横井孝夫委員 会長はいかがなものかと思しますので、それぞれの立場において考えていることなので、それはそれぞれの立場で対応していくことだと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（成井英夫会長） それでは、ほかにありませんか。

中根委員。

○中根 静委員 では、私の方から一言だけ発言させていただきます。

平成元年以前につきましては基金残高も相当ございました。これは、先生が大分一生懸命診察に当たっていただいて、それらの結果として基金の残高がかなりの金額があったということでございますけれども、その後、その先生が亡くなりまして、先生の出入りもあったというような形の中で基金の取り崩しもやむを得ず行って来たということではございますけれども、村としても、決して状況に甘んじていたわけではなくて、改善については最大限努力してやっけてきていることについてご認識を持ってご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） それでは、ただいまの協議事項について、協議第29－2号については継続審議としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議ないようでございますので、協議第29－2号 国民健康保険事業の取扱いについては継続協議とさせていただきます。

次に、協議第64号 各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／電算システム関係）についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局総務班長（秦啓太） それでは、協議第64号 各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／電算システム関係）についてご説明を申し上げます。

座ったまま説明させていただきます。

資料の方、32ページからとなります。

まず、調整方針を読み上げます前に、電算システムについて若干ご説明を申し上げたいと思ひます。33ページの調整方針の下の方の中になります。一般的に電算システムについては3つの系統に区分いたしております。

まず、1つ目が基幹業務系システムということで、これは住民基本台帳と密接な関係が必要とされる業務に対応したシステムということになります。33ページの4市村の現況の中の、33ページから35ページの一番下の手前まで、主に住民記録もしくは戸籍、税務、国保、介護、そういった住民基本台帳と密接に連動しているシステムを基幹業務系システムと位置づけさせていただきます。

続きまして、内部情報系システムということで、これは直接住民サービスには関係しませんが、総務・財政など行政組織の運営に関連するシステムの系統であり、35ページの下欄の給与から次のページの情報関係の行政情報の提供が内部情報系システムに分類されることとなります。

3つ目として、個別業務系システムについては、先ほど申し上げました基幹業務系システムさらには内部情報系システムに分類されない、他の業務と連携を必要としない業務システムということで、

36ページの農政関係から、同じ36ページのその他までについて、他業務と連動しない個別業務系のシステムというような分類をさせていただいております。

電算システムについては、以上の3つ業務区分に応じまして、特に基幹業務系あるいは内部情報系システムについては合併時までには統合することが、住民の不安あるいは行政組織運営上の障害をなくすという原則のもとに調整方針を導き出しております。調整するに当たっては、まず統合に当たりまして、安全確実であることが大原則となります。

まず、住民生活への不安あるいは住民生活への不便、そういったものを感じさせない、払拭しながら安全性、確実性を担保するというようなシステムの統合方針が望まれております。そういった意味から、4市村が合併した場合に新たなシステムを導入するのではなく、現在使われている既存のシステムの中から、より安全確実に統合できるシステムに統一することが望ましいということになります。

そういった意味から、他の先進例においても同じように、よりデータの多い市町村のシステムに統合するということが、一番安全性、確実性の観点から必要であるというようなことをまずご認識をお願いしたいと思います。その上で調整方針の方を読み上げます。

電算システム業務については、住民の利便性向上と円滑な業務執行ができるよう、次の区分により調整するものとする。

1番といたしまして、基幹業務系システム及び内部情報系システムについては、合併時に白河市の現行システムを基本として統合する。

2番目といたしまして、個別業務系システムについては、現行システムを有効活用することを基本としながら、新市において、こういったシステムに統合するか調整を行っていくというような調整方針でございます。

説明については以上でございます。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第64号について、ご意見がございましたらお願い申し上げます。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） 意見がないようですので、協議第64号については、本日、確認・決定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） それでは、お諮りいたします。

協議第64号については、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、協議第64号 各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／電算システム関係）につきましても、提案のとおり承認することといたします。

ここで10分間の休憩をとります。

午後 4時02分 休議

午後 4時15分 再開

○議長（成井英夫会長） それでは、協議を再開させていただきます。

再開に当たりまして、本日、大信村が6時30分から合併協議会の説明に入りますので、目安として5時15分から5時30分の間ぐらいの時間で終了したいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第65号 各種事務事業の取扱い（その他事業に関する事務）についてを協議したいと思っております。

事務局の説明をお願いいたします。

加藤次長。

○事務局総括次長（加藤俊夫） それでは、資料の38ページをごらんいただきたいと思っております。

協議第65号 各種事務事業の取扱いのその他事業に関する事務についてということで、協定項目24—（7）ということになります。

これまでさまざまな項目につきまして、この協議会の方で協議をいただいてきたところでありまして、今回ご提示申し上げる、その他事業に関する事務につきましては、これまで提案申上げてきた協定項目に属さない項目につきまして、今回こういう形で一まとめにしてご提案を申し上げるものであります。

39ページの方をごらんいただきたいと思っております。

まず、下の4市村の現況のところ、東京市・村人会ということで、いわゆる在京の同郷会というものであります。これにつきましては、4市村とも同じような組織がございます。白河市においては東京しらかわ会、表郷村においては東京おもてごう会、大信村では東京たいしん会、東村では釜子同郷会、それからもう一つ、東村小野田会ということで2つございます。

会員につきましては、それぞれ東京都またはその近県に住所を有する方ということで、それぞれの市村の出身者等が会員となっております。

目的につきましては、いわゆる同郷の人たちの親睦を深めるということと、ふるさとの発展向上を図るためという目的で行われてございます。

設立年次についてはそれぞれこちらに記載のとおりで、会員数についてもこちらに記載のとおりでございます。

調整方針ですが、39ページの調整方針の1番「東京市・村人会については、現存する会の意向を尊重しながら新市においても組織の調整をする」ということで、ちょっとわかりにくい表現かと思うんですが、これらの組織についてはそれぞれ任意の団体でございます。ですから行政が積極的に組織をどうこうするという事はなかなかできないような状況にあります。それと、それぞれの組織が同

郷者の集まりだということもございますので、簡単にこういった組織を一本化できるかというとなかなか難しい問題もございます。そういったことがありますので、まずは現存するそれぞれの会の意向を尊重するという大前提のもとに、もし可能であるとか、また、新たな組織をつくるというようなことであれば、それは新市としては当然それを支援していきますよということを1番の調整方針の中で述べさせていただいております。

40ページの方をお開きください。

市・村政功労者表彰ということで、こちらについても4市村とも同様の制度がございます。

目的については、市政・村政の振興に寄与し、住民の模範となるべき者を表彰するという事で、白河においては功労表彰と善行表彰の2本立て、3村については特別功労表彰、功労表彰、善行表彰の3本立てということで、ここがちょっと差異がございます。

それから、41ページの方にいきまして、表彰方法につきましては4市村ともそれぞれ同じような形で対応してございます。

それから、表彰時期については、4市村とも文化の日の11月3日に表彰式を行っております。表彰審査組織としては、白河、大信、東については審査会等をつくっている、表郷村については村長が規則によって審査をしているということで、それぞれ今までの表彰の実績については、こちらの方に記載のとおりでございます。

この調整方針としましては、39ページの2番目「市・村政功労者表彰については、合併年度の翌年度から統一する」ということで、調整方針を定めてございます。

42ページをごらんいただきたいと思います。

名誉市・村民表彰ということで、これにつきましても4市村とも同様の制度でやってございます。

要件、選考方法等についても同じような形でやっております。最終的には議会の同意を得て、名誉市・村民が決定されるということで、実績で申し上げますと、白河、表郷村につきましては今まで該当がございません。大信村、東村についてはそれぞれ2名の方が名誉村民という形で表彰を受けていらっしゃいます。

調整方針、39ページなんですけど、3番目「名誉市・村民表彰については、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において調整する」ということにしてございます。

それから、42ページの下、市民栄誉賞表彰ということで、これにつきましては白河市のみの制度であります。これについては、いわゆるスポーツ、文化・芸術分野等の大きな大会等において顕著な成績をおさめた方に市民栄誉賞ということで表彰するという事で、これまでの実績として1人の方が該当されております。これにつきましては、アテネオリンピックで銀メダリストになった伏見選手ということでございます。

調整方針につきましては、39ページの4番目「市民栄誉賞表彰については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする」ということにしてございます。

43ページの方に入ります。

43ページの総合計画であります。総合計画につきましても、4市村ともマスタープランということで総合計画、名前は違いますが、こちらに記載のとおり策定をされております。

計画期間等については、おおむね10年の期間ということで、将来像についてはこちらに記載のとおりでございます。それぞれ内容的には審議機関として、いわゆる審議委員会等をつくってこれらの策定に当たったということになってございます。

調整方針としましては、39ページの5番目「総合計画については、新市建設計画を基本とし、4市村の現行の総合計画、国土利用計画等を踏まえ、新市において速やかに住民意向を反映した新たな総合計画を策定する」ということで、新市において速やかに新しい計画をつくるということでございます。

44ページと45ページにまたがるんですが、情報公開制度と個人情報保護制度ということで、こちらにつきましても4市村とも同様の制度がございます。ただ、白河市においてだけ、情報公開と個人情報保護の条例を一本化しております。3村につきましては、情報公開の条例と個人情報保護の条例は別個につくってやっているという部分が大きな違いであります。内容的にはいろいろ細かいことが書いてあるんですが、表現は若干違うものの、4市村とも内容的には同じでございます。

44ページの下、請求実績なんですが、白河市においては情報公開については平成9年度から制度化されておまして、今までの実績がこのようになっております。表郷村については13年度から、大信村15年度、東村が14年度ということで、まだ制度が発足してから時間的にもそれほどたっていないということで、請求の実績としてはまだ数が少ないという状況であります。

45ページの方に入しまして、個人情報保護制度、これについても先ほど申し上げましたように、4市村とも同じような形でやっています。内容については、文言の若干の違いがありますが、ほぼ内容的には同じ扱いでございます。

48ページに入しまして、請求の実績ということで、こちらについては白河市が平成9年度、表郷村が平成16年度、大信村が平成15年度、東村が平成14年度ということで、やはり3村においては制度発足後、時間的な経過が余り経っていないということで、請求等もそれほど多くはないという状況でございます。

調整方針、39ページの6番目「情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に統一する」ということにしてございます。

それから、この項目の最後、48ページの下段、小野田小学校児童増加促進対策事業というものですが、これについては東村のみで実施されている制度であります。

目的については、若年層の定住化促進、小学校の児童減少による複式学級化移行抑止と学校教育の活性化を図るためという目的のもとに、内容的には小野田小学校の学区内の地域に宅地造成を行うというものです。この宅地を、永住を希望される方に一定期間居住後に無償で譲渡する内容でございます。

す。

概要なのですが、申請条件としては、小学生未満の幼児を有する方、分譲地に永住を希望する方、ただ、村内で持ち家等に居住している方は除かれます。譲渡の契約後1年以内に住宅が着工できること、入居時において幼児と両親が同居する、東村に住民登録して公租公課が完納できる、公序良俗に反した行為を行わないというような条件がございます。

②番の宅地譲渡、住宅建築の条件ということで、最初の15年間については賃貸借契約ということで、その15年満了後に無償で譲渡されるというもので、賃貸料の月額については1㎡当たり15円、それに分譲地の面積を乗じた額の月額のいわゆる賃借料をいただくこととなります。分譲地には住居用住宅以外の建物の建築はできない、盛り土等の形質の変更はできない、公営水道等の利用、合併浄化槽の設置等が必要だというような条件がついてあります。

その他の条件としましては、分譲する区画なのですが、7区画ということで、1区画当たり約100坪程度ということであります。譲渡予定者の決定した後に1年間に分譲地の造成を行う。事業実施する条件としまして、7区画全部に分譲予定者が決定しない場合には、この事業自体を行わないというような取り決めになってございます。今まで、平成11年、13年、15年の過去3回、7区画ずつ造成、分譲をされたということで、現在21区画が分譲されているという状況でございます。その造成にかかった費用については、こちらの事業費に記載されているとおりでございます。

この調整方針なのですが、39ページの7番「小野田小学校児童増加促進対策事業については、現計画のとおり新市に引き継ぐものとする」ということで、現計画は、今後概ね、あと2回分の14区画程度を行いたいという東村さんからの意向でございます。

この項目についての説明は以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第65号について、皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 意見がないようですので、協議第65号については、本日、確認・決定することとよろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） それでは、お諮りいたします。

協議第65号については、提案のとおり承認することとよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、協議第65号 各種事務事業の取扱いのその他事業に関する事務については、提案のとおり承認することといたします。

次に、協議第60号 新市建設計画（案）についてを議題といたします。

この協議事項につきましては、初めに、配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） 建設計画の配付資料についてご説明いたします。

前回の協議会におきまして、深谷久雄委員の方から建設計画の財政関係で4市村の平成13年度からの決算の額に関する資料を提出するようというお話がございましたので、過日、協議会資料と一緒に、新市建設計画関連資料ということで左上に四角で囲んだ2枚の資料を郵送差し上げております。そちらの方の資料をごらんいただきたいと思います。

この表は、4市村それぞれの歳入歳出決算の状況、これが13年度から15年度まで、平成16年度につきましては、財政計画を策定するに当たりまして各市村から提出していただいた決算見込みということでまとめたものでございまして、財政計画との関係ということでしたので、普通会計について作成しております。表のそれぞれ上の方が歳入ということで、この表に記載の科目について整理してございます。下の方は歳出ということで、こちらは財政計画の区分に合わせて性質別ということで歳出をまとめてございます。

細かな中身の数字的な説明は省略いたしますが、歳入と歳出の表の間に平成16年度減税補てん借換債ということで金額が記載してありますが、こちらにつきましては、制度的なもので全国的なものなのですが、過去に借りました減税補てん債について平成16年度に借りかえするというので、一時的に公債費として一度返して、新たに借り入れるという操作が出てまいります。この分、歳入歳出ともに、公債費関係のところが一時的に膨らんでおります。これが、平成16年度の決算見込みの中には含まれておりますが、通年ベースでいきますとこの部分は差し引いて割り引いて考えていいという意味で、その分の金額をそれぞれの市村の歳入と歳出の間に注釈として入れてございます。

資料の説明については以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま資料についての説明がございました。何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） それでは、協議を進めてまいりたいと思います。

前回示しましたとおり、第1章から第4章までの新しいまちづくりの基本方針についての基本的な部分についてご協議をお願いしたいと思います。その後、第5章の新市の施策以降について協議するという形で進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、4章までについて皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願い申し上げます。

まず「はじめに」というのが第1章で、第2章が「新市の概要と将来人口、世帯、就業構造の見通し」、3章が「新しいまちづくりに向けての住民ニーズ」、アンケートの調査結果でございます。4章が「新しいまちづくりの基本方針」という形でございます。

特にありませんか。

(「はい」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ありがとうございます。

それでは、本案につきまして、特にないということでございますので、まず、第1章から第4章までについて、皆様の方に諮らせていただきます。

第1章から第4章について、このとおり確認してよろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ありがとうございます。

それでは、お諮りします。

協議第60号の第1章から第4章まで、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ご異議ないようですので、協議第60号の新市建設計画(案)のうち、第1章から第4章までは原案のとおり承認することといたします。

次に、第5章から「新市の施策」、そして第6章がこれはちょっと書けません。なぜかという、これは県の事業の推進ですので協議に入らなければなりませんので、これについてはご了解をお願いしたいと思います。第7章が「公共施設の整備方針」、そして第8章が「財政計画」でございます。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 51ページの③高等教育機関の充実ということで、「県南中核都市にふさわしい専門学校や大学などの高等教育機関の誘致に努めます」とあるんですけれども、今、少子化が言われている時代、あと、大学、専門学校等も経営的に厳しいという状況の中、こういう現実的先行きを見れば、誘致すること自体難しいものを挙げていていいものかという不安があります。なぜなら、東北の玄関口に大学等とかあれば、それなりの人口増加も見られますけれども、現実的に学校誘致ということ自体、先行き、高等学校でさえクラスを減らしている中で、誘致が可能になる現実味を全く感じないものを記載していいのかという疑問があります。

○議長(成井英夫会長) 現実性がないんじゃないか、そういうものを書かなくてもいいんじゃないかと。ただ、ここに書いてありますのは「努めます」というふうに書いてありますとおり、できるということではなくて、努力をするということでございます。そういう姿勢を持つのが必要ではないかということだと思いますので、中島次長の方で何かあればお願いします。

○事務局総括次長(中島 博) ここは教育の部分ですので、教育的に考えて新市としても非常にいい効果があるということを書いている部分でございます。今、会長から申し上げましたように、行政としては誘致に努めるということで、実際に学校なりを運営する側にとっては経営も考えなければならぬ、具体的にやるにあたっては行政に対して支援を求めてくるような場合もあるでしょうから、そのようなことに対して行政としてどう関わっていくのかという検討は十分必要になるかとは思いますが、新市の将来的なことを考える上で非常にいい効果もたらされるということで、こういうこ

とに努めていきたいという方向性を書いたものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（成井英夫会長） ちなみに、今度、福島大学のサテライトというか、出先の教室が白河の方にできるというようなことで現在進んでおりますので、ぜひとも聴講していただければありがたいと思ひます。

柳委員。

○柳 惠子委員 49ページから大体教育のことに関して3、4ページあるんですが、私、白河市の教育委員やらせていただいて、実際に教育行政のトップを預かっている教育長さんたちが市村に4人いらっしゃるわけですね。大分詳しく中まで書かれてあるので、その方たちのご意見はこの中に入っているのでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） 事務局といたしましては、この建設計画、冒頭に説明申し上げたときにご説明いたしましたように、事務局としてということではなく、4市村それぞれがどういう方向性に持っていきたいか、何をやりたいかということを集めた上で、それをどういう形に集約するかというような手法をとりましてこの計画まとめております。

したがいまして、それぞれの市村で、それぞれの分野ごとに各市村でどういう方向性がいいのかという検討をなされていると思ひますので、その中で当然それぞれの市村の中の教育部門の方々の意見を十分聞いた上で出してきたいただいていると考えております。

○柳 惠子委員 それだといひんですけれども、私たち白河市の教育委員は、先日仙台で行われた東ブロックの研修会に行って、合併のところの分科会に出席させていただきました。そのときに、本当に教育行政を預かっている者の意見がなかなか入らないと。それで、行政サイドで進められて困っているというご意見を聞いてきたんですね。各教育長さんが本当に現場でいろいろな意見を集約されながら行政を行っていると思ひますので、その辺が本当に大丈夫ということであればオーケーなんですけれども、ぜひそういう意見の集約も反映していただきたいなというふうな要望をしたいと思ひますけれども。

○議長（成井英夫会長） 要望でよろしいですね。

○柳 惠子委員 はい。

○議長（成井英夫会長） 事務局としては、きちっと聞くものは聞いておりますので、我々としても、ご質問の趣旨は教育に力を入れていく必要があるんだろうということをおっしゃっているんだと思ひます。そういうことは、前のときの議論にもありましたように、今後の将来において大切だということはよく認識しているつもりでございますので、ご了解をお願いしたいと思ひます。

ほかにごほいせんか。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 第8章のこともよろしいんですね。

○議長（成井英夫会長） 結構です。

○深谷久雄委員 第8章の関係なのですが、これで先ほど資料をいただきまして、私なりに平成13年、14年、15年、16年と、3村、白河市含めた合計を出して、歳入歳出それぞれの傾向を見てみました。そうしますと、まず、地方税の関係で見ますと、14年、15年、16年と、3%、5%、16年度は1.1%の減というふうなことになっているんですけども、さらに、交付税関係も13年度対比で14年度では6.8%の減、14年度対比で15年度では5.3%の減ということで、15年度対比では16年度でも5.4%の減が大体見込まれるのかなというふうに見ました。これをもとに、17年の地方税と交付税を見て、さらに財政シミュレーションの財政計画の18年度の数字とを見た場合に、現実から少し、この歳入よりも落ちてくるのではないかなというふうには私は見ました。

それと、歳出関係でも、これも3カ年の13年度から集計をしまして傾向を見まして、ずっと見ますと、人件費関係は実際に計算したものかなというふうには思います。扶助費も、18年度、19年度、これも若干の数字はあるんですが、20年度以降はある程度の定数を置いて計算しているということで、計画を立てる段階にはそれもやむを得ないのかなというふうに見ています。

ただ、ここで物件費関係が、18年度以降毎年2%から3%の減少傾向にあるということになっています。ただ、こういうふうには物件費の節減が果たしてできるのだろうかという疑問を私は持っております。特に18年度、この額ぐらいでおさまるのかなというふうには思っています。

それから、維持補修費、これもすべて定額で計算されています。この関係も、維持補修関係、白河市も大変今我々いろいろな要望をしてもなかなか実現できないというふうな面が多いわけなんですけれども、この辺もこういうふうな数字で固定されて、まだまだ我慢していかなければならないということが続くというふうに見られるわけなんです、この辺も果たしてこの数字でどうなのかな。

さらに、繰り出し金なんです、先ほど申し上げましたように、特別会計への繰り出し、これが今、介護保険であるとか国保関係だとか、相当の繰り出しが出てくると思いますが、これもそれなりの増加にはなっているんですが、この伸び率で果たしてどうなんでしょうかという意味があります。

ただ、18年度から27年度までの問題は、これはどうしてもこういうふうにならざるを得ないということで私も理解いたしますが、先ほど申し上げましたように、16年度の決算見込みを見て、17年度の決算見込みがこのぐらにならないとおさまらないのではないかなというふうな予想が立てられます。そして、それをもとに18年度の歳入または歳出の各款ごとの区分に応じたものを見合わせていって、果たしてこれと同じような形になっていくのかなというふうに見ますと、ちょっと厳しいんじゃないのかなと。まさに、先ほども申し上げましたとおり、平成17年度と18年度に大きな歳入と歳出の違いが出てくるのではないかなというふうには私は思っているわけです。

そこで、これは資料づくりは大変かと思いますが、16年度の決算見込みまたは17年度の決算見込みということが、ある程度3村の、また、白河市を含めた金額で計算していきますと、ここに財政計画がありますように17年度の数字も出てくると思います。そこに今まで協議が調った内容でこのよ

うに影響するというもの、それをひとつ入れて歳入と歳出がバランスがとれるのかどうか、一度試算をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

というのは、これは在任特例も含めて地域自治区の区長さらには地域協議会の設置、そして今回の診療所の関係とか、そのほかの細かいといいますか、いろいろと協議事項で調ったものがありますね。これを17年度途中からということになりますと思いますので、17年度、18年度、それを入れ込んで歳入と歳出を試算していただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） ただいまの前段のさまざまな個別の科目の設定につきましては、先行きどうなるか不透明な部分が多いという状況がありますので、おっしゃるとおり、具体的にどういうふうに移していくのかというのは、必ずしも財政計画どおりにはいかない部分が出てくるだろうと思われまます。そこは、現実になった時点で修正しながら財政計画を指標としてやっていく必要があるという趣旨だろうと思われまます。確かに、その点はおっしゃるとおりだと思われまます。財政計画もそういう位置づけの計画となっております。

2つ目の増減の部分の反映についてなんですけれども、これまでさまざまな事務事業の調整をやってきた中で、明確に幾らのものを幾らにするですとか、あるいは、先日、大分ご協議いただきました高齢者福祉の関係のように、現行の場合あるいはそれを提案した内容に変えた場合に財政的な影響がどれくらい出るのかという形で試算したのがあるようなもの、そういったようなものについては、ある程度見るべき金額というものが出ておりますので、お示した財政計画の中ではある程度そういった部分の増減は見て、費目ごとに増減をさせております。

ただ、方向性として、これを充実する方向で検討していくというような中身のものもありますので、そういったものについては金額的にはっきりと幾らというような出し方はできませんが、傾向として、増加傾向とか、そういった部分での増減という形では見ております。その上で、お示した財政計画という数字が出てきているというのが、まず1点でございます。

今申し上げましたように、それぞれの項目によりまして、はっきり金額的なものが出るもの、出ないものがございますので、現時点では概算でしか申し上げられないという状況ではございますが、これまでさまざま負担増になる部分あるいは減になる部分、歳入増になる部分、減になる部分がありましたが、それらを加味いたしまして、歳入ベースですと単年度の影響額で4,000万ほど、歳入は低く見ておいた方がいいだろうという考え方でこの計画をつくっております。

また、歳出につきましては、歳出減要素として大きかったものを挙げますと、納期前納付報奨金の廃止、これが年間の影響額で3,500万ほどございます。あるいは、ランドセル・かばん贈呈事業、これを経過措置終了後に廃止するといった部分、あるいは紙おむつ支給事業、これらを県の補助制度を取り入れるといった部分に伴う歳出の減、あるいは逆に、歳出が増になる部分として大きいものとい

たしまして、これは初めに説明したときに人件費のところでも申し上げましたが、あくまでも仮設定ということで、議員の報酬につきましては在任特例を19年4月末日まで採用した場合というのをベースにして、それを盛り込んだ形で試算しております。

あるいは、保健・福祉関係で妊産婦の医療費助成関係、それから、集団検診の住民負担を無料にするといった部分、あるいは障害者福祉の部分で特定疾患患者の見舞金支給ですとか身体障害者の訪問入浴サービス事業、こういったものを全市的に展開するのに伴う負担増の部分、あるいは、先日ご協議いただきました高齢者福祉のメニューを多くした形で再編することに伴う負担増といった部分、これらの分をトータルしまして、財政期間10年間として約2億ほど歳出が増えるのではないかと見込みまして、これを入れた形で財政計画を作成しております。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 今、2億ほどという話があったんですが、2億の財源手当てを、大ざっぱでいいですから、何と何と何ということでご説明いただければと思うんですけども。

○議長（成井英夫会長） 中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） ただいま申し上げました調整は、歳出の性質別の各項目で、これぐらいの金額が増えるんじゃないかということで、歳出増の部分に計上してございますが、それぞれの増分についてその財源を、例えば一般財源を充てるとか、この部分はこの財源を充てるというふうに、増分について個別に歳入を当て込んでいるというわけではございませんので、歳出はこれぐらいの歳出が見込まれるだろう、歳入としては全体としてこの歳入が見込まれるだろう、その中で歳入歳出の均衡が保たれるかどうかという観点で検討しながら財政計画を策定いたしましたので、個別の増減分について財源をどこから見ているというような整理の仕方はしてございません。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 そうしますと、先ほど言いましたように、地方税と交付税、今、ご承知のとおり、国または県など、大変な動きが出ています。これは毎年毎年これは出てくるんですが、これによって影響するのは市町村の税と交付税です。そういうことで、この影響がもし17年度さらには18年度、幾らになるかということをおもはっきりはわからないんですが、今の状況からいった場合に、16年度の現在の交付税の決定額、特別交付税の決定額からした場合に、相当の額が今年度もまた減額に——普通交付税は決まっていますから、17年度にいて相当数の額が減額されてくるのではないのかなというふうに思います。そういうことに対して、今、国が動いている中に合併ということで動いていきますから、相当の安全を考えていかないと、大幅な財源不足が出てきたときには、その補いが、また調整がつかなくなってしまうのではないかなというふうに私は思っているんです。

ですから、19年度以降は、そう心配しないんですが、17年、18年度、この2年間で本当に大変な

時期なんじゃないかということで、16、17、18年度、3年間ぐらいは、もっと細部の財政計画というか、それを見込む必要があるのではないのかなと私は思っています。ですから、大ざっぱに今項目挙げまして、大体調節がつくんですということであると思うんですけれども、ぜひ、白河市は白河市、3村は3村の方で、それぞれ財政担当の方がいると思いますので、そこで1市3村の合わせたものをもう一度事務ベースの中で検討していただきたいということをお願いして、財政計画については終わりとさせていただきます。

○議長（成井英夫会長） 大変重要なことでございます。そういう中において、今、3兆円という問題が出てきておりますので、やがて8兆円という話もありますし、その辺はきちっと見ていかなければならないということは思っております。

そういう中において、税源移譲がどれだけ出てくるのか、その辺がわかりません。あとは、定率の個人市民税とかが、そういうものが10%で来るのか、また、この間の資料によりますと、例えば5%としなければならない階層もあるのではないかというふうなものも出ておりますので、まだ骨子がよく見えませんので、その辺については今後十分方針が出ましたらばやる必要があるだろうとは考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 私が言っているのは、方針が出てからではなくて、現段階でもう一度、16、17、18年度の計画をもう一度試算をし直して、お互いで協議会の中で検討していただきたい。それで、なおかつこれで大丈夫だということを確認しながら、この協議会を進めていきたいと思うんです。どこでも「これは難しいな」「難しいな」ということであれば、もっと協議を詰めていく部分が出てくるのではないかと思っているから言うわけなんですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（成井英夫会長） 中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） 恐らく深谷委員さんおっしゃっているのは、ほかの協議会でもありますように、合併した方がいいが予算が組めないとか、よく財政のことを考えないでいろいろな事業を盛り込んで、新市にいつてスタートした方がいいが財政状況が非常に苦しいなんていうのを心配なさってのお話だと思います。ただ、税ですとか、会長からもありました交付税等の国の制度検討に伴う動向につきましては、改めて4市村財政担当で検討するといひましても、動向そのものがどうにも見えないような状況でございますので、一定の条件づけを共通にして、それをベースに計画を立てて、それで見るというやり方しかできない状況でございます。その点をご理解いただきたいと思っております。

ただ、先ほど前段に申し上げましたように、そういった税ですとか交付税といったような市町村の財政の根幹になる歳入の部分、これが大きく変わることによりまして当然新市としての財政運営も大きく変わってくると思っておりますので、そういったことを十分踏まえた上で財政計画を位置づけて、歳入の動向が見ていたよりは、より厳しくなったという場合には、それに応じた歳出の方の運営をしていく必要がございます。そういったことに、この財政計画を位置づけていただいて、それを踏まえて財

政運営していく必要があるというふうに考えます。事務レベルで、現時点で想定される内容でできるのはここまでといいますか、なかなか、そこよりさらに踏み込んだ検討を加えて設定を変えるというのは現時点では困難な状況にありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 例えば、地方交付税、普通交付税が2兆円減税になったという仮定だけだったら、できるのはできるんです。そういう仮定を組めばですね。ただ、現状では、税源移譲がどの辺まで来るのかというのは全然見えません。ですので、マイナスは計算できるんですが、プラスの部分は出てこないんです。実際、私も頭の中では試算しております。このぐらい普通交付税が下がったら4市村でどのくらい下がるかということはやっております。しかしそれが数字としてひとりで歩くという危険性があります。ですので、その辺は政府方針がきちっと我々として見えるところで、そしてお示しできればというのは考えているところでございます。

ですので、申しわけございませんが、仮定として今計算しろと言われましても、今すぐ出せませんので、その点をご了解をお願い申し上げたいと思います。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 そうしますと、今、議長それから中島さんの方から説明があったように、もし見込みどおりの財源が入らなかった場合には、今いろいろ協議を重ねてきて、合併をして、これはちょっと暗い話になって申しわけないんですけれども、合併をして本当にバラ色の姿を皆さん描いているとして、そしてなおかつ、今、合併に関しての地元の説明会関係をやっていらっしゃると思うんです。その中で、合併をすればすべて解決してよくなるんだというふうに考えていいのか。私は、そうではなくて、合併しても大変だと。合併しなかったら、もっと大変だという意識の中で、今、この合併というのは国が進めている一番のねらい——ねらいといいますか、私たちが考えなくちゃならないことなのではないのかなというふうに思いますので、そこの辺を議長さんの方から一言考えをお聞かせいただいで、私は終わります。

○議長（成井英夫会長） お話のとおり、大変厳しい状況です。特に17年度、18年度が、これは大変厳しい。今、政府として出してくるんだろうと思っております。そういう中において、地方自治が自立をするということに対して、国が責任を持って、地方分権と一緒に財政として確立してくれることが一番重要なんだろうと思っております。しかし、総務大臣が、前にお話ししました。合併をするところとしないところでは差をつけるというような発言をシンポジウムでお話しております。やはり、この辺も我々としては十分理解していかないと、先はバラ色ばかりではないということを認識しております。ですので、十分な皆様のご議論をいただいたものも当然反映し、そして、財政的にも、我々として安全な財政ができるように精いっぱい努力していくということが、正副会長の仕事だと思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

佐川委員。

○佐川京子委員 第5章の新市の施策のところなんですけれども、簡単に、46ページの白河中央インターチェンジ建設事業、それと50ページの複合文化施設整備事業なんですけれども、ほかにもいろいろありますけれども、これらの事業は10年間、合併後あると言われている合併特例債でやろうとしているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 基本的に、まず合併特例債について認めてもらえるかどうかという大きな問題がございます。特例債の事業として、これは適当であるのかどうかというのが大きな一つの要因になってきます。その上において、特例債の発行が認められていくだろうと思っております。そういう中において、新市においては2つの事業については特例債でできればというのが基本的な考えでございます。

そのほかありませんか。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） 意見がないようですので、お諮りさせていただきたいと思います。

第5章から第8章までについて、本日、確認・決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、お諮りさせていただきます。

新市建設計画（案）第5章から第8章まで承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということでございますので、協議第60号 新市建設計画（案）の（案）を取り払いまして、新市建設計画とさせていただきますので、よろしくお祈りを申し上げます。

中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） なお、新市建設計画の協議につきましては、第5回の協議会におきまして策定のスケジュールをお示しいたしましたとおり、県との事前協議というのが必要になります。あと、6章の部分、福島県の事業という部分、まだ記載してございませんので、県との事前協議を踏まえた上で、こちらの県事業の部分についても記載した上で、再度修正案ということで本協議会にお示ししてお諮りしたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 今の件につきましては、振興局長様並びに斎須参事さんの方に大変お世話になって今後進めなければなりません。友部振興局長さん、よろしくお祈りします。なお、斎須参事さんにも、よろしくお祈りいたしたいと思います。

それでは、続きまして、6のその他に入らせていただきます。

まず、先ほどご説明しましたとおり、皆様の方に配付されていますのは、開催時期12月21日とい

うふうになっておりますが、先ほどお話しさせていただいたとおり、12月11日土曜日10時から、白河市役所正庁にて臨時の協議会を行わせていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ご異議なしということでございますので、今の日程において決定させていただきます。

次に、皆様の方から何かございますか。

三森委員。

○三森 繁委員 大信村の村長さんにお伺いしたいんですが、白河リゾートが寄附されたということで20日の日に報道されております。この後、これについて、この協議会の場に出るのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長(成井英夫会長) それでは、大谷委員の方からご説明いたします。

○大谷英明委員 私からお答えさせていただきます。

新聞報道のとおり、名前が白河ゴルフクラブというゴルフ場でございますが、今、株式会社白河ゴルフクラブというところが所有し、かつ運営しております。それを大信村にご寄附申し上げるという申し出がございましたので、村の中でさまざまな検討をしながら受けさせていただくことになりました。12月7日の日に、今のところの予定でございますが、寄附の受納を行うということになってございます。

この合併協議との関係でございますが、今までの協議の中で財産の取扱いで既に協議検討されて決定しておりますとおり、財産についてはそのまま新市に引き継ぐということが決定しておりますので、現在の大信村が受ける財産ではございますが、そのまま新市に引き継がれるものと理解しております。よろしく願いいたします。

○議長(成井英夫会長) よろしいでしょうか。

そのほか、皆さんありますか。

(発言する声なし)

○議長(成井英夫会長) ないようですので、本日の議事を終了させていただきたいと思います。

皆様のご協力を心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○事務局総務班長(秦 啓太) 会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、本日も長時間にわたりましてご協議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第11回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を閉会いたします。

午後 5時13分 閉会

上記会議の経過は、事務局が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名いたします。

平成17年1月20日

署 名 委 員 金内 貴弘

署 名 委 員 深谷 美佐子

署 名 委 員 星 吉明

署 名 委 員 水野谷 正明